

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

施設名等

名 称：	甘木山学園
種 別：	児童養護施設
施設長氏名：	堺 康利
定 員：	96名
所 在 地：	福岡県大牟田市大字甘木1158番地
T E L：	0944-58-0205

実施調査日

平成25年10月29日（火）～ 10月30日（水）

総評

特に評価が高い点

学習・進学支援、進路支援等

学習ボランティアの協力を得て子どもの学力等に応じた学習支援を行い、子どもに適切な進学指導や子どもの意向を尊重した職場実習や職場体験（アルバイト）の機会を用意することによって、社会自立へ向けた取組みが進められています。また、法人で独自の奨学金制度が設けられ、進学支援に寄与しています。

子どもの主体性の尊重

学校のクラブ活動への参加は子どもの意思を最大限尊重し、自由に活動できるように保障されています。また、地域のサークルやレクリエーション、技術習得についても、できるだけ子どもの希望に沿うよう配慮されています。

心理的ケアの充実

子どもへの心理的支援体制としては、本施設の心理士1名、同法人の隣接した乳児院1名のほか、児童家庭支援センター2名（非常勤）の支援を受けて、手厚い対応が図られています。職員に対しては内部での支援体制のほかに外部講師によるスーパービジョン体制が整えられています。

関係機関等との連携

附置されている「児童家庭支援センター」の機能を十分に活かし、児童相談所をはじめ関係機関・団体と協働した事業展開が進められています。

改善が求められる点

人材育成

中・長期計画がハード面を中心に策定されより具体的な事業として明示されていますが、より子どもたち一人一人の状況に対応し、かつ職員のモチベーションを高める条件整備も重要かと思われます。

第三者評価結果に対する施設のコメント

内部及び外部評価を充実させ施設運営の透明化・円滑化を図ります。また国の示す要保護児童対策の方向性を考慮し、施設のビジョンとなる中・長期計画を策定明示して、職員教育育成・施設環境整備に努めます。

基本的処遇となるサービスガイドラインの見直しと、自己チェック機能の密度を高め子どもたち一人ひとりの処遇サービス向上に努めます。

社会的養護を担う代表的な機関としての高機能化を目指し、各運営規定・マニュアル整備を推進します。さらに、子ども・職員を含む組織全体のサービスの質を追求し、自己研鑽に努めます。

第三者評価結果（甘木山学園）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	b
基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>特に評価が高い点 子どもとの信頼関係を基に養育・支援が行われています。 職員は受容的・支持的態度で自然に子どもに寄り添い、子どもとともに課題に向き合う姿勢がうかがえます。 子どもの生活状態は落ち着いており、表情も穏やかに感じられます。子どもへの対応に追われる時間が増加するなか、関係性をより深めようとする職員の取組みがうかがえます。 職員は子どもの自主性を尊重し、必要最小限度の関与にとどめています。 子どもたちの通学の時間帯に地域の方々「見守り隊」として活動されています。 3年間の幼稚園教育が保障されています。 毎日のように職員が学校に出向き、教職員との情報交換が行われています。 地域または大学等と連携し、学習ボランティアの受け入れが行われています。 ルール会議（子ども会のようなもの）で子どもたちが主体的に物事を解決する能力を身に付けられるような仕組みが設けられています。また、児童相談所、学校と役割分担をし、子どもの支援体制が整えられています。 子どもに対しても、職員間でも、相手を尊重した家庭的な会話がなされています。 職業指導担当職員を中心に、高校生には将来の社会的自立につながるように学校とも連携し、職場開拓を含め、アルバイトを推奨するなど社会参加の機会が設けられています。</p>	
(2) 食生活	第三者 評価結果
食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	b
子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
(3) 衣生活	
衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	b
子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
(4) 住生活	
居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

特に評価が高い点

小規模ユニット化の推進により、家庭的な食事の形態への取組みが進められています。

部活・塾等で帰りが遅くなる子どもには、おにぎり等の夜食が準備されています。

地域小規模施設では、週に数回、食材の購入から食事作りまで、子どもたちとの一連の過程を体験する機会が設けられています。

入所時には児童相談所や保護者からの情報により食物アレルギーの有無を把握し、医療機関受診によりアレルゲンを特定し、献立・調理の際に配慮されています。また、学校とも情報を交換し、適切な対応が図られています。

定期的に子どもの嗜好調査が行われ、その結果や栄養のバランスに関する情報を掲示するとともに、献立にも反映されています。

献立会議には調理に関わる職員だけでなく、ケア担当職員も参加されています。

時々各ユニットへの調理場からの出前調理が行われ、家庭的な食事形態が提供されています。

子どもには毎月1回調理実習の機会が設けられています。

毎年8月15日を食に関する「感謝の日」とし、麦飯・味噌汁・漬物の献立が用意され、粗食を経験する機会が設けられています。子どもの食に関する感謝の心を育む取組みが行われています。

毎年春に有明海に出向き、舟で沖合に出て貝やタコ等を採取、食材にした献立が用意されています。また、地域の協力を得て稲作を体験し、収穫した稲は精米をして食材として使われています。

小規模ユニット化された居室では個人の生活空間が確保され、プライバシー保護にも配慮されています。構造上個室が用意できない居室にあっても、できるだけ子どもの意向に沿った配置が考慮されています。

小規模グループケア/マイホーム(施設本体)、/ピュアハウス(民間借家)にてより細やかな生活支援体制が取られています。

(5) 健康と安全	第三者 評価結果
発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	b
医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b

(6) 性に関する教育	
子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

特に評価が高い点

子どもの健康管理の充実のため、看護師が配置されています。

理美容は基本的には近隣の店でしていますが、必要な場合には施設内に設置された理美容室で職員による子どもたちへの臨時的なサービスが提供されています。

中学生以上には通学用に自転車が発与され、学校と連携した(交通)安全教育が行われています。

安全衛生委員会において月1回危険個所の点検など、安全対策が図られています。

週1回、同法人の隣接乳児院への嘱託医の訪問の際に、児童養護施設の気になる子どもについても検診が行われています。

子どもには各自「お薬手帳」を備え、投薬の際には職員2人によるチェックが行われています。

ライフ・ストーリー・ワーク委員会で子ども自身の育ちの過程を理解させるという取組みが行われています。

外部講師(CAP等)を招へいし性教育が行われています。

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>特に評価が高い点 個別化を基本とし、日用品は他の子どもへの影響も配慮しながらも、家庭からの持ち込みは特に制限されていません。日用品の購入にあっては、日常的に金銭管理が身に付くよう、お小遣い帳の記録や活用方法について指導が行われています。</p> <p>ライフ・ストーリー・ワーク委員会の取組みの中で、子どもの一人一人の成長過程がアルバムとして、その場その場の情景を印象付けるコメントなどを記載し、丁寧に作成されています。</p> <p>各ユニットごとに子どもたちが中心となり「お茶会」などの話し合いが持たれています。リーダーの子どもの力量の違いにより意向の集約にバラツキを生じることがありますが、できるだけ子どもの意向を反映するような取組みが進められています。</p> <p>学校のクラブ活動への参加は子どもの意思を最大限尊重し、自由に活動できるように保障されています。また、地域のサークルやレクリエーション、技能習得についても、できるだけ子どもの希望に沿うよう配慮されています。</p> <p>小学生以下は職員が引率し買い物に行き、嗜好品の購入や金銭管理を含めた社会経験を習得しています。</p> <p>高校生には将来の社会的自立につながるように学校とも連携し、アルバイトを推奨するなど社会参加の機会が設けられています。</p>	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>特に評価が高い点 子どもの希望を尊重しながら、小学生以上については個人の学力を考慮した学習指導が塾の出前教室や学習ボランティアの協力により行われています。</p> <p>学校との連携を強化しながら子どもの適性や学力の把握に努め、より適切な進路指導に結びつくよう取り組まれています。</p> <p>効果的な進路指導が図れるよう、子どもの意向を早期に確認し、関係機関との調整のもと、支援体制の強化に取り組まれています。</p> <p>当該法人で育英資金制度を創設し、将来の進路保障につなげられるよう、高卒後の進学支援の仕組みが整えられています。</p> <p>職業指導担当職員を中心に、職場開拓を含め、高校生には将来の社会的自立につながるように学校とも連携し、アルバイトを推奨するなど社会参加の機会が設けられています。また、アルバイト代を貯蓄して、運転免許の取得(二輪は禁止)や就職後初回給与時までの生活費に充てるように推奨されています。</p> <p>資格取得に関しては、学校での取得が主流ですが、職業指導担当職員による職場開拓の段階で、事業主に対して子どものアルバイト先での資格取得の相談をするなど、積極的な支援への取組みが行われています。</p>	

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
(11) 心理的ケア	
心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>特に評価が高い点 コモンセンス・ベアレント（不適切な対応が起こりそうになったときの自己コントロールの技法の習得）委員会やライフ・ストーリー・ワーク委員会において、職員の実践的なスキルアップが図られています。 児相課長参加のリーダー会（月2回）を開催し、課題の解決へ向けたアドバイスを受たり、情報交換、施設の現状報告が行われています。 問題状況に対応すべく、外部研修への参加によるトレーナーの育成が進められています。 子どもに関する問題のうち権利擁護委員会で取り上げられた事項は、養護部会から運営委員会へという流れの上位会議で検討され、解決策へと導かれています。 職員は施設内暴力やいじめの把握のため、ルール会議やお茶会において子どものサインを見逃さないように注意を払うとともに、子どもへのアンケート等が定期的実施され、早期発見・早期対応に努められています。 保護者の情報や子どもの養育に関する情報は施設内ネットワークシステムで共有化され、いつでもリアルタイムで確認できます。 子どもへの心理的支援体制としては、本施設の心理士1名、同法人の隣接の乳児院1名のほか、児童家庭支援センター2名（非常勤）の支援を受けて、手厚い対応が図られています。 職員に対しては内部での支援体制のほかに外部講師によるスーパービジョン体制が整えられています。 心理士にも週1回宿直が割当てられ、普段は把握しがたい子どもの状況把握の機会が設けられています。</p>	

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>特に評価が高い点 退所に当たっては、家庭への子どもの復帰の条件整備の状況を踏まえながら、試験外泊を継続し、その時期の見定めが行われています。 障がい関係の手帳の取得に関しては、学校や医療機関、保護者との連携を密にし、子どもの生活や将来のことも十分に検討し、取得時期の判断が行われています。 措置延長については、子どもの自立の程度や支援の必要性を児童相談所と協議しながら、決定されています。</p>	

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援	
親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>特に評価が高い点 保護者へは毎年8、12月に子どもの生活の様子が行事の案内も含めて、文書（写真付）で送られています。 長期外泊中は家庭支援専門相談員（FSW）が頻回に家庭訪問を行い、児童相談所の担当者と連携しながら、子どもの家庭復帰へ向けて取り組まれています。 改善が求められる点 親への生活スキルの向上については細かな支援までは行き届いていませんが、子どもの家庭復帰へ向けては、児童相談所の担当者と連携しながら、親子関係の再構築に家庭支援専門相談員を中心として丁寧に取り組まれています。親への生活スキルの向上の支援まで行き届けば、より効果的な親子関係の再構築へつながるかと思われます。</p>	

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		第三者 評価結果
子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。		b
アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。		b
自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。		b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録		
子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。		b
子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。		c
子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。		b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>特に評価が高い点 策定会議は部門横断的な方法で、施設長以下各職種の職員が参加し、子どもの個々の課題が具体的に明示されています。自立支援計画は全職員参画のもと、各ブロック主任が統括し、児童相談所とも内容が共有されています。支援記録は基本ソフトを基に施設のオリジナルな部分を加味してIT化され、LANで結ばれて施設内のパソコンでいつでも確認することができます。また、非常の際のバックアップ体制も取られています。</p> <p>改善が求められる点 記録書式により、記録の内容に差異を生じにくいようになっていますが、記録が増える傾向にあり、記録の簡略化の工夫が求められます。 自立支援計画書の様式中に時系列で子どもの変化を記録できるようにはなっていますが、年2回見直しが行われていますが、いわゆるアセスメント票は使用されておりません。様式作成の時期もあるかとは思われますが、子どもの実態がより把握しやすい園独自の様式等の工夫が求められます。 施設の「運営規程」により文書の基本的な管理の定めはありますが、保管・保存・廃棄に関する規程および個人情報保護・開示に関する規程が見当たりません。早急に整備が求められます。</p>		

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。		b
社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。		b
子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。		b
子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。		c
子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。		a
(2) 子どもの意向への配慮		
子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。		b
職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。		b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>特に評価が高い点 職員に対して毎年度初めに「就業規則」の確認のほか「施設内児童虐待の禁止・通報の義務の順守、業務に関する情報の漏えい禁止・秘密保持、セクハラ・パワハラ禁止、飲酒運転の禁止」の誓約書の理事長への提出が義務づけられ、綱紀粛正に取り組まれています。 ライフ・ストーリー・ワーク委員会の取組の中で、子どもの一人一人の成長過程を振り返ることができる、丁寧に作成されたアルバム等の活用も図られています。 アンケート委員会において、子どもの意向を把握するためにアンケートが定期的実施されています。また、ルール会議やお茶会・触れ合いタイムにおいて子どものサインを見逃さないように注意が払われています。また、アンケート結果を分析・検討し、改善策が講じられています。</p> <p>改善が求められる点 職員の職務の振り返りは行われていますが、系統的なチェック表としては整備されておらず、より振り返りが検証できるような取組が求められます。 プライバシー保護等に関する規程・マニュアル等の作成はなく「児童福祉サービスガイドライン」に沿って取り組まれています。より確実に対応される仕組みの確立のためにはプライバシー保護等に関する規程・マニュアル作成による取組が求められます。</p>		

	第三者 評価結果
(3) 入所時の説明等	
子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
(4) 権利についての説明	
子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応	
いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
(7) 他者の尊重	
様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>特に評価が高い点 「児童福祉サービスガイドライン」により、職員の基本姿勢、養護及び自立支援の基本的指針、より良い生活を送るために利用児が守るルール、本規程の位置付けの4項目が定められて、日々子どもたちの生活の中で活かされています。</p> <p>職員に対して毎年度初めに「就業規則」の確認のほか施設内児童虐待の禁止・通報の義務の順守、業務に関する情報の漏えい禁止・秘密保持、セクハラ・パワハラの禁止、飲酒運転の禁止の誓約書の理事長への提出が義務づけられ、綱紀粛正に取り組まれています。</p> <p>改善が求められる点 不適切なかかわりは、いつでも起こりうることを念頭に、職員が悩みを打ち明けやすい環境が整備されるとともに、日頃から子どもへのかかわり方のチェック体制の整備が望まれます。</p> <p>被措置児童虐待の届出・通告に関する定めや通告者保護の定めが規定されておりません。届出・通告制度をより効果的に機能させるためには、届出・通告者が不利益を受けないような仕組みの整備が求められます。</p>	

5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>特に評価が高い点 職員2人が地元の消防団に加入し、防災の情報交換も行われています。また、自衛消防隊が組織され、定期的な訓練が行われています。</p> <p>年に1回「ランプの日」を設け、災害発生時を想定して水、電気が使用できない状態での夜間の避難訓練・避難生活を疑似体験し、有事の際の備えが図られています。</p> <p>改善が求められる点 ヒヤリハット事例の集積や分析、未然防止策の検討が積極的に行われておりません。安全確保・事故の未然防止のためには日頃からの取組が重要かと思われます。</p>	

6 関係機関連携・地域支援

		第三者 評価結果
(1) 関係機関等の連携	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	b
(2) 地域との交流	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>特に評価が高い点 地域の子ども会や公民館活動・行事に子どもたちや職員は積極的に参加し、地域との交流が進められています。 地域の協力を得て農地を借用し、技術指導を受けながら稲作や野菜作りを体験し、収穫した稲は精米をして野菜とともに食材として使われています。 ボランティアの受入れに関しては、基本姿勢を明文化するとともに、マニュアルを整備、ボランティアに対して必要な説明や研修が行われています。 附置されている「児童家庭支援センター」とともに、要保護児童対策地域協議会において、積極的に他機関との連携強化が推進されています。</p>		

7 職員の資質向上

		第三者 評価結果
	組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
	職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
	スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>特に評価が高い点 職員の課題の抱え込み防止のため、各ブロックにおいて、リーダー・主任・施設長と重層的なスーパービジョン体制が整えられています。また、内部での支援体制のほかに外部講師によるスーパービジョン体制が整えられています。</p> <p>改善が求められる点 人材育成に関する中・長期計画への位置づけが明確ではなく、効果的に全体計画を進めるためにはソフト面の充実も求められます。 経験年数や職務に応じた研修がなされていますが、職員のキャリアパスという視点から研修計画を見直され、より専門性の向上に結びつく研修体制の確立が望まれます。</p>		

8 施設の運営

		第三者 評価結果
(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b
	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>特に評価が高い点 理事会・評議員会において各ブロックリーダーと主任が傍聴参加し、必要に応じてその場で支援状況の説明が行われています。</p> <p>改善が求められる点 子どもや保護者用への資料として「学園のあらましが」用意されていますが、子ども向けにはより理解しやすいような工夫が必要かと思われます。 中・長期計画の策定がハード面を中心に行われ、より具体的な事業として明示されていますが、ソフト面（特に人材育成にかかるところ）の内容に具体性が盛り込まれていないように見受けられます。ソフト面は流動的な部分が多く計画化しがたいと考えますが、施設のビジョンを達成するためには職員のモチベーションを高める条件整備も必要かと思われます。</p>		
(3) 施設長の責任とリーダーシップ	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
(4) 経営状況の把握	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
	外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p>特に評価が高い点 地域の養育・支援のニーズは、附置されている児童家庭支援センターとの連携により把握することが可能であり、一部は事業計画に反映されています。 施設長は子どもへの養育・支援の質の向上のため定期的に全職員から意見を徴し、集約・分析し職員へ公表されています。</p> <p>経営や業務の効率化については、具体的な数値を把握しながら職員との個人面談の実施により、職員の要望や勤務状況等を勘案し、職員の実態に沿った改善・課題解決への取組が行われています。</p> <p>改善が求められる点 施設運営の中で関連する法令等については概ね把握されており、最新のものに更新されていますが、職員が直ちにその内容を確認できるようなシステムの整備にまで至っていません。そのためには、整備に関する規定を「運営規程」に定めるなどリスト化等の取組が望まれます。 外部監査は実施されておりません。行政監査とはまた異なった視点での外部監査は、運営の透明性の確保に有意義であり、業務改善にも資するものと考えられます。業務省力化という面も考慮され、効果的な外部監査の実施が望まれます。</p>		

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	b
職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
(6) 実習生の受入れ	
実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>特に評価が高い点 家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員など専門職員の機能が十分に活かされた支援が行われています。 毎年1月末頃に「自己評価・人事考課」が実施され、人事考課は面談を行い、結果については当該職員へフィードバックされています。 附置されている児童家庭支援センターの機能を活かした、職員支援の仕組みが検討されています。 実習生受け入れに関するマニュアルが整備され、連絡窓口、事前説明の方法やプログラムが用意されています。また、学校と受け入れに際しての分担が明確化されています。 社会福祉士養成課程の実習生受入れに関しては、大学2校と契約を交わし、平成23年度から年間2名ずつ実習生を受け入れています。実習指導者養成課程を修了した職員が2名在籍しています。また、保育士、社会福祉主事の資格取得に関しても実習生受入れが行われています。</p> <p>改善が求められる点 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方はありますが、施設のビジョンに基づく中・長期的な展望が明確には示されておりません。職員が将来にわたって達成感の持てる仕事を継続していくためには、施設としてのプランの明示が必要かと思われます。</p>	
(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8) 評価と改善の取組	
施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p>特に評価が高い点 「児童福祉サービスガイドライン」が策定され、ガイドラインに沿った養育・支援が展開されつつあります。第三者評価に関する部署（第三者評価委員会）が設置され、取組が進められています。</p>	